

公益財団法人 日印協会 会員規則

2011年4月1日施行

2015年4月1日改定

(総則)

第1条 本規則は、公益財団法人 日印協会（以下本協会という）の会員について、必要な事項を定める。

(会員の種別)

第2条 本協会の目的に賛同し、その活動を支援する次の個人及び法人を会員とする。

- (1) 個人会員 本協会の趣旨に賛同して入会した個人
- (2) 一般法人会員 本協会の趣旨に賛同して入会した団体
- (3) 特別法人会員 本協会の趣旨に賛同して入会した特に篤志ある団体
- (4) 学生会員 本協会の趣旨に賛同して入会した高校生、大学生、大学院生、各種学校予備校生

(欠格事由)

第3条 次のいずれかに該当する者は、本協会の会員にはなれない。

- (1) 本協会の趣旨に反する目的を有する個人又は法人
- (2) 本協会の趣旨に反する言動が認められる個人又は法人
- (3) 反社会的団体及び反社会的団体に関する個人又は法人
- (4) その他理事会において会員として相応しくないと認めた個人又は法人

(入会手続)

第4条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

- 2 前項の入会申込書を提出したものは、所定の方式で会費を納入することにより、会員となる。

(会費及び入会金)

第5条 本協会の事業及び運営に経常的に生じる費用に充てるため、以下の会員は、会費として次の額を支払うものとする。

- (1) 個人会員 年額1口8千円を1口以上
 - (2) 一般法人会員 年額1口10万円を1口以上
 - (3) 特別法人会員 年額1口15万円を1口以上
 - (4) 学生会員 年額1口(4千円)を1口以上
- 2 本協会に最初に入会する際には、個人会員2千円、一般法人会員及び特別法人会員5千円、学生会員1千円の入会金を支払うものとする。
 - 3 本条第1項の規定にかかわらず、年度途中に入会する新個人会員の初年度の会費の額は、加入の月が4月から9月までの場合は1年分を、また、10月から翌年3月までの加入の場合は半年分を支払うものとする。
ただし、一般法人会員及び特別法人会員については、入会したときから1年間分の年会費を口数に応じて支払うものとする。

(会員資格の期間)

第6条 初回入会時の会員資格は、入会手続きを完了した日から、本協会の当該年度末日までとする。ただし、一般法人会員及び特別法人会員の会員資格は、入会した時から、1年後までとする。

2 前項の会員資格が終了した会員は、2年目以降、第5条第1項に規則する年会費を納入することにより、毎年1年有効の会員資格を更新することができる。

3 会員が任意に退会したとき、除名されたとき又は資格を喪失したときは、会費は一切返還されない。

(会費等の使途)

第7条 第5条の年会費及び入会金は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会員への便宜等)

第8条 本協会は、会員に対し、次のことを行う。

(1) 入会時に会員証を発行する。

(2) 月刊誌『月刊インド』の無償配布とホームページ上での自由な閲覧、季刊誌「現代インド・フォーラム」のホームページ上での自由な閲覧を確保する。

(3) 本協会の各種事業に優先的に参加できる機会を設ける。

(4) その他、会員に関する優遇措置は、理事会において定める。

(退会)

第9条 会員は、任意にいつでも退会できる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 法令、定款及び本規則その他の本協会の規則に違反したとき

(2) 第3条に該当することが判明したとき

(3) 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に反する言動があったとき

(4) その他会員として相応しくないとみとめられるとき

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費を継続して半年以上納入しなかったとき

(2) 当該会員が死亡したとき

(3) 本協会が解散したとき

(規則の改正)

第12条 本規則は、理事会の決定により改正することができる。

(附則)

第13条 本規則は、2015年4月1日から施行する。

2 本規則は、事務所に備え置き、他の必要な書類とともに一般の閲覧に供する。

(了)